

## ○三条地域水道用水供給企業団組織規程

平成 5年 3月 1日

規 程 第 1 号

改正 平成26年 4月 1日 規程第2号

（趣旨）

**第1条** この規程は、企業長の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するための組織、所掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

（係の設置）

**第2条** 三条地域水道用水供給企業団事務局設置条例（昭和50年条例第8号）により設置された事務局に次の係を置く。

庶務会計係

計画係

管理係

（係の事務分掌）

**第3条** 係の事務分掌は次のとおりとする。

庶務会計係

- （1）公印の管理に関する事。
- （2）文書及び物品の收受、発送、記録並びに保管に関する事。
- （3）議会、研究会及び担当課長会議に関する事。
- （4）条例、規則等の制定、改廃に関する事。
- （5）職員の任免、分限、懲戒、その他人事に関する事。
- （6）職員の定数及び配置に関する事。
- （7）職員の給与、旅費及び退職手当に関する事。
- （8）職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- （9）職員の服務に関する事。
- （10）職員の被服貸与に関する事。
- （11）職員の研修に関する事。
- （12）職員の公務災害補償に関する事。
- （13）職員の福利厚生に関する事。
- （14）職員の共済事務に関する事。
- （15）職員の雇用保険その他諸保険に関する事。
- （16）予算の編成及び執行に関する事。
- （17）財政計画及び資金計画に関する事。

- (18) 決算及び財務諸表その他会計資料の作製に関すること。
- (19) 業務状況の公表に関すること。
- (20) 現金、預金その他有価証券の出納保管に関すること。
- (21) 指定金融機関に関すること。
- (22) 定期監査、例月出納検査及び決算審査に関すること。
- (23) 指名委員会に関すること。
- (24) 工事その他の請負及び請負入札並びに契約に関すること。
- (25) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (26) 広報及び統計に関すること。
- (27) 公告式に関すること。
- (28) その他他係に属さないこと。

#### 計画係

- (1) 水道施設の長期計画並びに設計及び施行に関すること。
- (2) 水道施設の補修並びに改良工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 事業認可に関すること。
- (4) 水利権に関すること。
- (5) 占用及び使用等に関すること。
- (6) 積算基準に関すること。

#### 管理係

- (1) 取水、浄水及び送水作業に関すること。
- (2) 供給用水の短期的計画及び調整に関すること。
- (3) 水道施設の運転基準、記録、統計及び調査研究に関すること。
- (4) 水道施設の管理及び整備に関すること。
- (5) 漏水防止の計画及び施行並びに調査に関すること。
- (6) 電気工作物の保守管理に関すること。
- (7) 無線設備の管理に関すること。
- (8) 危険物の貯蔵及び保全管理に関すること。
- (9) 水質検査及び調査研究に関すること。
- (10) 水質検査設備、水質試験設備等の維持管理に関すること。

（事務処理）

**第4条** 前条の規定にかかわらず、企業長は事務遂行上必要と認めた場合は、他の係の分掌する事務を兼ねさせ、又は係の相互援助を行わせることができる。

#### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

**附 則**（平成26年4月1日規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から実施する。